

## 平成24年度第1回秋田県医療審議会の要旨

- 1 開催日時 平成24年10月4日（木） 午後3時30分から午後5時
- 2 開催場所 ふきみ会館 鳳凰の間
- 3 出席委員 16名中12名出席
- 4 協議

### (1) 二次医療圏の設定について

平成25年4月に施行予定である「秋田県医療保健福祉計画」の策定において、国は、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、二次医療圏の設定の見直しを検討することとしていることに伴い、平成24年3月から3回開催した県医療審議会医療計画部会で検討した結果について、同部会の坂本部会長から設定の方針とその理由などについて次のような報告が行われた。

『医療計画部会においては、二次医療圏の設定に関して「秋田県は広大な面積を有し、過疎地域も多く、統合した場合さらに遠方の病院で受療せざるを得ない患者も出てくるなど、利便性がより低下するとの懸念が根強くあり、現時点では住民や関係団体の理解を得ることはできない」という理由や「現時点では統合によるメリットを具体的に提示することができない」「性急に結論を出すことは住民や関係団体の理解が得られないため、今後十分時間をかけて秋田県全体の医療提供体制の在り方を含めた検討を進める必要がある」との理由により、現状どおり8つの二次医療圏を維持するという方針をまとめた。

また、今後の医療の需給状況の改善については、「各二次医療圏において医療提供体制の充実・強化を図りながら、二次医療圏での対応が難しい比較的高度な医療については、個別の疾病ごとに医療連携体制の構築を行う」「見直しの対象となっている二次医療圏について、改善策を講じていくとともに、今後、地域完結型医療の実現に向け、二次医療圏の設定を含む秋田県の医療提供体制について検討を行っていく」ことが必要である。』

部会長報告を受け、委員からは二次医療圏設定の検討は、県の8つの地域振興局体制の在り方と併せて検討すべきだという意見が出された。

医療審議会では、新たな「秋田県医療保健福祉計画」では「現行どおり8つの二次医療圏を維持する」ということと、「今後、二次医療圏の設定を含む秋田県の医療提供体制について検討を行っていく」ということについて了承された。

### (2) 秋田県医療保健福祉計画の策定スケジュール等について

平成25年1月に行うパブリックコメント等の今後の策定スケジュールや計画の構成、基本理念について説明を行った。委員からは、二次医療圏での医療資源の確保が困難な場合、各疾病等の圏域で確保するなど、基本理念の表現を工夫することといった意見が出された。

## 5 報告事項

### (1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定について

平成23年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により医療法の改正が行われ、これまで国が定めていた病院・診療所が有しなければならない施設や従業者の基準の一部を都道府県が条例で定めることとなり、その条例案についてパブリックコメントや審議会委員から意見を伺った後、平成25年9月議会で可決され、秋田県医療法施行条例として平成25年4月に施行となる報告を行った。

### (2) 平成23年度医療提供体制推進事業における事業計画の事後的評価について

医療審議会において事業の効果的な推進に向けて事業内容を評価し、補助金の適切な運用を図るため、平成23年度に実施した事業の状況等について報告を行った。